自然にやさしい 浄化槽

浄化槽行政の現状と課題

令和８年１０月２８日

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課
浄化槽推進室長　竹谷　理志





環境省浄化槽サイト

環境省浄化槽サイト：http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/

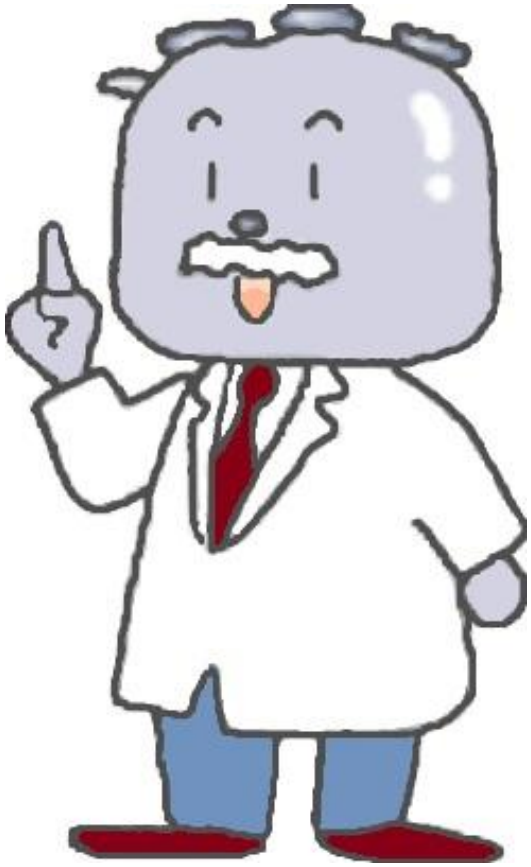
目次

1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

2. 浄化槽行政を巡る課題

①単独処理浄化槽の転換の推進
②維持管理の確保
③災害対応力の強化

3. 浄化槽整備に係る予算制度



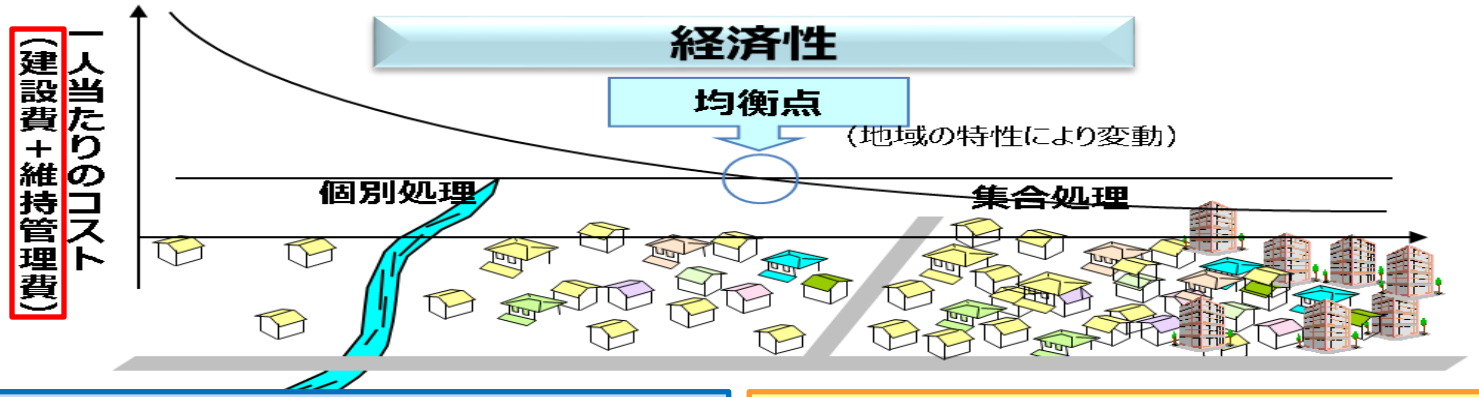
1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

汚水処理施設の概成に向けて

- わが国の汚水処理施設（下水道、集落排水、浄化槽等）は都道府県構想※に基づき、R8年度を目標に「各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること」（＝概成）を目指すこととしている。（「概成」＝汚水処理人口普及率95%）

※各都道府県が策定する汚水処理の総合計画。当該構想を踏まえ市町村が具体的な汚水処理施設整備のための計画（＝アクションプラン）を策定。

都道府県構想に基づく汚水処理施設整備の概念



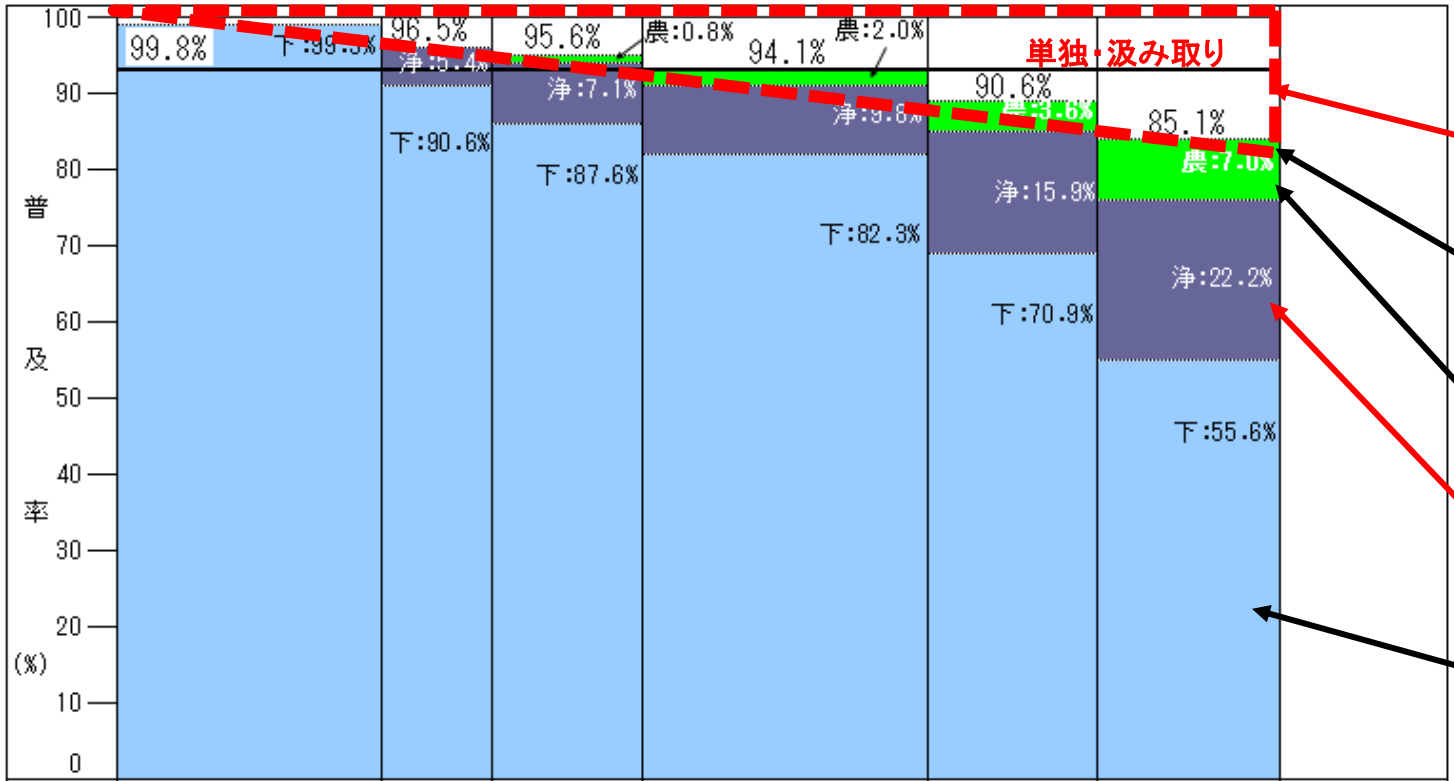
人口密度の低い区域は個別処理（浄化槽）が効率的

人口密度の高い区域は集合処理が効率的

1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

都市規模別の汚水処理施設の普及状況（～令和7年度末）

- 汚水処理人口普及率は全体で約94%（うち浄化槽は約9.5%）に達する一方、なお約740万人が適切な汚水処理インフラを利用できず。
- 人口規模が小さくなるほど、し尿のみを処理する単独処理浄化槽や汲み取りの割合が高くなっている。



人口規模	100万人以上	50～100万人	30～50万人	10～30万人	5～10万人	5万人未満	合計
総人口（万人）	3,023	1,146	1,574	2,976	1,646	1,978	12,344
処理人口（万人）	3,017	1,105	1,504	2,801	1,492	1,683	11,602
市町村数	12	17	41	184	233	1,232	1,719

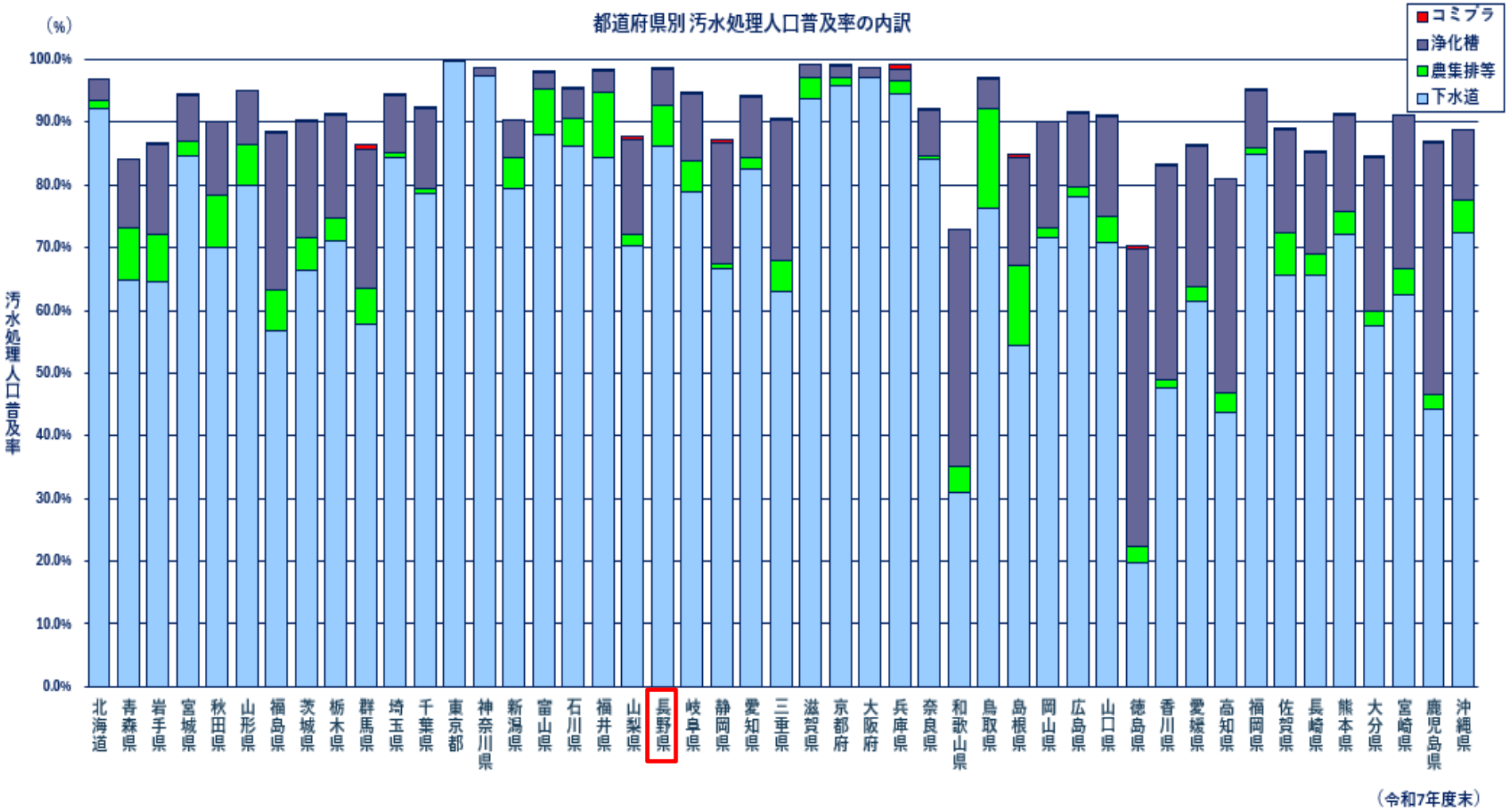
（令和7年度末）

未普及人口	742 (6.0%)
コミプラ	14 (0.1%)
農集排等	276 (2.2%)
浄化槽	1,171 (9.5%)
下水道	10,141 (82.2%)
普及人口	11,602 **(94.0%)**

1．汚水処理整備の現状と今後の流れ

都道府県別 汚水処理人口普及率の内訳（令和7年度末）

- 汚水処理人口普及率の水準や、汚水処理手法ごとの比率は地域によって大きな差異が存在。

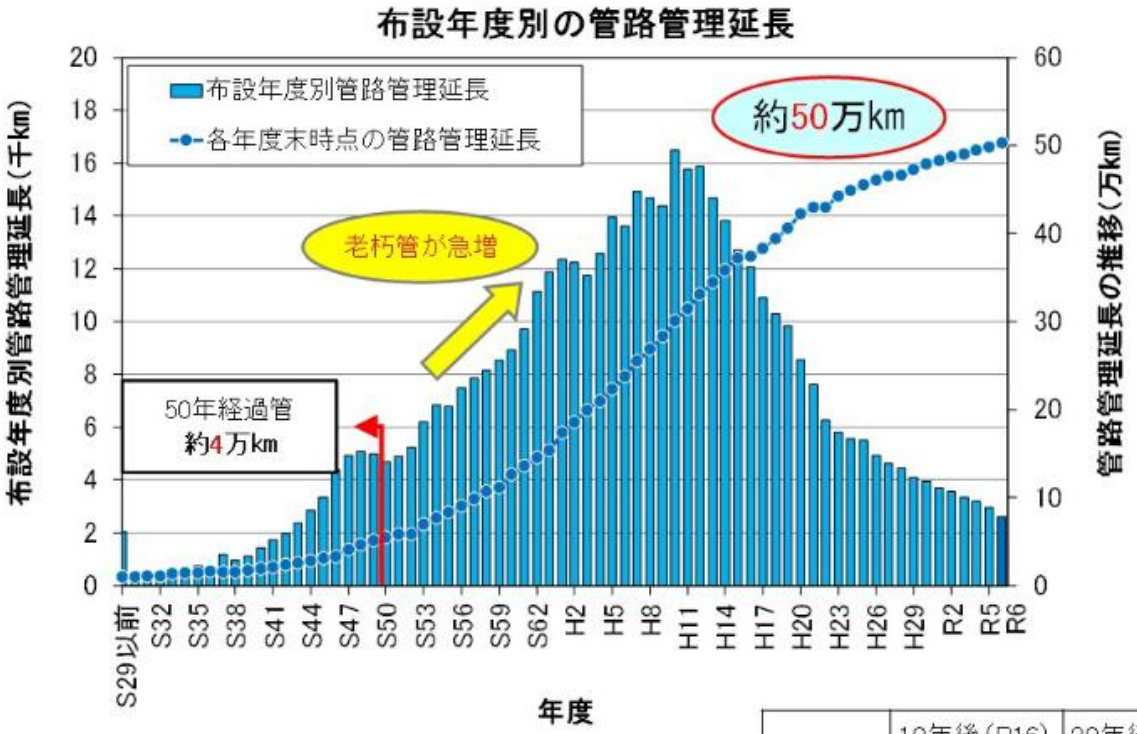


1．汚水処理整備の現状と今後の流れ

人口減少を踏まえた汚水処理整備の変化（集合処理から個別処理への転換）

- 埼玉県八潮市の道路陥没事故の原因となった集合処理インフラの老朽化や急速な人口減少等、社会情勢は昨今大きく変化。
- 維持管理コストの適正化、災害からの迅速な復旧といった社会的ニーズの観点から、地域の実情に応じた最適な汚水処理施設（下水道、集落排水施設、浄化槽等）の選択・整備が重要。

汚水処理インフラの老朽化を示す例（下水道管：R6時点）



	10年後（R16）	20年後（R26）
50年経過	約11万km	約23万km

出典：国土交通省資料

1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

人口減少を踏まえた汚水処理整備の変化（下水道の維持管理・更新費の推計）

- 下水道の維持管理・更新費は、2048年度には2018年度に比べ約1.6倍に増大するという推計もある。

※推計は平成30年度（2018年度）実施。対象施設は管路施設、処理施設、ポンプ施設。

単位：兆円

	2018年度※1	最大値は7.1兆円（26年後（2044年度）時点） 倍率 1.4倍								30年間 合計（2019～2048年度）
		5年後（2023年度）		10年後（2028年度）		20年後（2038年度）		30年後（2048年度）		
12分野合計	5.2	5.5 ～ 6.0	〔1.2〕	5.8 ～ 6.4	〔1.2〕	6.0 ～ 6.6	〔1.3〕	5.9 ～ 6.5	〔1.3〕	176.5 ～ 194.6
道路	1.9	2.1 ～ 2.2	〔1.2〕	2.5 ～ 2.6	〔1.4〕	2.6 ～ 2.7	〔1.5〕	2.1 ～ 2.2	〔1.2〕	71.6 ～ 76.1
河川等※2	0.6	0.6 ～ 0.7	〔1.2〕	0.6 ～ 0.8	〔1.4〕	0.7 ～ 0.9	〔1.6〕	0.7 ～ 0.9	〔1.6〕	18.7 ～ 25.4
下水道	0.8	1.0 ～ 1.0	〔1.1〕	1.2 ～ 1.3	〔1.5〕	1.3 ～ 1.3	〔1.5〕	1.3 ～ 1.3	〔1.6〕	37.9 ～ 38.4
港湾	0.3	0.3 ～ 0.3	〔1.1〕	0.2 ～ 0.3	〔1.0〕	0.2 ～ 0.3	〔1.0〕	0.2 ～ 0.3	〔0.9〕	6.0 ～ 8.3
その他6分野※3	1.6	1.6 ～ 1.8	〔1.1〕	1.3 ～ 1.4	〔0.9〕	1.2 ～ 1.4	〔0.9〕	1.6 ～ 1.7	〔1.1〕	42.3 ～ 46.4

※1 2018年度の値は、実績値ではなく、今回実施した推計と同様の条件のもとに算出した推計値
※2 河川等は、河川・ダム、砂防、海岸の合計
※3 6分野は、空港、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、観測施設

凡例：〔 〕の値は2018年度に対する倍率

（参考）主な推計の実施条件

1. 国土交通省所管12分野（道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、観測施設）の国、都道府県、市町村、地方道路公社、（独）水資源機構、一部事務組合（海岸、下水道、港湾）、港務局（海岸、港湾）が管理者のものを対象に推計。
 このほかに、全国の鉄道事業者約200社は、維持管理・更新費として、約38.4兆円（2019～2048年度）と推計。
 高速道路6会社は、維持管理・更新費として約19.4兆円（2019～2048年度）を予定。
2. 更新時に、現行基準への適合のための機能向上を実施。
3. 点検・修繕・更新等を行う場合に対象となる構造物の立地条件や施工時の条件等により、施工単価が異なるため、この単価の変動幅を考慮し、推計値は幅を持った値としている。

【将来推計の考え方】
（1）維持費：過去の実績より算出（2005年～2014年の実績を平均）
（2）補修・修繕費・単価の設定：過去の実績より算出（2005年～2014年の実績を平均）
・計上方法【予防】10年間の実績（平均値）を一定額で計上【事後】適切な修繕を実施しないものとして、修繕費を計上しない
（3）更新費・管路：（延長当たり平均単価①）×（改築時期②を迎えた管路の延長）
① 過去の実績及び費用関数から算定
②【予防】適切な予防保全を行った場合の健全率予測式より推定【事後】標準耐用年数・処理場、ポンプ場：Σ（施設ごとの更新費③）
i=（改築時期④を迎えた施設）
③ 実績又は施設の諸元・費用関数から算定
④【予防】過去の実績等から推定【事後】標準耐用年数

出典：国土交通省「第23回社会資本メンテナンス戦略小委員会」（平成31年１月23日）資料１を基に環境省で一部加筆

1．汚水処理整備の現状と今後の流れ

人口減少を踏まえた汚水処理整備の変化（公共下水道と公共浄化槽の費用比較）

- 令和３年度にA市において、公共下水道と公共浄化槽の費用比較を実施（計画処理人口約２万人、総費用を下水道・浄化槽それぞれの耐用年数で割った単年当たり費用で比較）。
- 当該自治体においては、公共下水道よりも公共浄化槽が安価と判断し、下水道整備計画を見直し公共浄化槽の整備を進める予定。

	公共下水道	公共浄化槽
①建設費（１年当たり）	・処理施設：16,249万円 ・用地費：3,674万円 ・マンホールポンプ：1,656万円 ・管渠：48,899万円 ・合計：70,478万円	・個別浄化槽（5人槽）：22,569万円 ・集合住宅：1,349万円 ・集中浄化槽：1,780万円 ・合計：25,698万円
②維持管理費（１年当たり）	・処理施設：8,293万円 ・マンホールポンプ：990万円 ・管渠：713万円 ・合計：9,996万円	・個別浄化槽（5人槽）：38,795万円 ・集合住宅：1,390万円 ・集中浄化槽：3,463万円 ・合計：43,648万円
③耐用年数	・処理施設：土建50年、機電15年 ・マンホールポンプ：25年 ・管渠：50年	・個別浄化槽：32年 ・集合住宅：32年 ・集中浄化槽：32年
④総費用（1年当たり）	80,474万円	69,346万円 ※公共浄化槽が安価

1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

集合処理から個別処理への転換に係る自治体意向調査結果（令和8年8月取りまとめ）

- 整備済みの集合処理（下水道、集落排水等）から個別処理（浄化槽）への転換意向に関する実態把握調査を４省（総務省、国土交通省、農林水産省、 環境省）で実施
- 令和８年８月時点（※）で116市町村が転換意向（工事実施中及び工事完了を含む）を示唆
 ※1,741市区町村を対象に調査を実施し、転換意向のある市区町村のみ回答。個別の市町村名・区域名は非公表。数値は今後変更となる可能性あり。
- 集合処理から個別処理に向けた制度的・財政的支援の充実が目下の課題

整備済みの集合処理から個別処理への転換意向を示した市町村・区域数（都道府県別）

都道府県名	自治体数	区域数	都道府県名	自治体数	区域数
北海道	10	17	京都府	1	1
青森県	3	4	兵庫県	1	3
岩手県	7	19	奈良県	1	5
宮城県	2	3	和歌山県	6	11
福島県	14	49	島根県	1	1
埼玉県	2	2	岡山県	1	3
千葉県	4	5	広島県	1	2
東京都	1	1	徳島県	5	9
新潟県	3	13	香川県	4	8
富山県	1	1	愛媛県	2	3
石川県	1	3	高知県	4	5
山梨県	2	3	福岡県	2	4
長野県	7	15	長崎県	5	7
岐阜県	5	18	熊本県	2	2
静岡県	7	22	宮崎県	1	1
三重県	4	10	鹿児島県	6	6
		合　計	32都道府県	116市町村	256地区

1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

人口減少を踏まえた汚水処理整備の変化（既設の集落排水から浄化槽への転換例）

➢ 静岡県南伊豆町においては、漁業集落排水施設の老朽化に伴う地元行政区からの施設廃止要望を受け、令和５年度までに**漁業集落排水施設の廃止と合併処理浄化槽68基の設置**を実施。

○事例内容

- 対象者：集落排水施設に接続している建築物の所有者
- 補助対象経費：合併処理浄化槽購入費・設置に要する経費（配水管敷設費、物件補償費を含む）
- 廃止に要した時間：6年（平成30年度～令和５年度）
- 廃止に伴う代替事業：集落排水事業廃止に伴う機能補償を実施（10/10町補助）

※維持管理費は個人負担

○実績

- 2年間で68基を設置、事業費1億4,443万円（212万円/基）
- 財源：過疎債１億4,030万円、一般財源413万円
- 設置内訳：5人槽38基、７人槽24基、10人槽３基、14人槽２基、21人槽１基

漁業集落排水（入間地区）における浄化槽への転換箇所

箇所①



箇所②



※上記①、②は住宅敷地に設置スペースが不足していたため、占用申請の上で公道等に設置された例

出典：静岡県南伊豆町資料等を基に環境省作成

1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

人口減少を踏まえた汚水処理整備の変化（既設下水道から公共浄化槽への転換）

- 石川県珠洲市において、被災した下水道の既整備地区を浄化槽に転換した上で復旧する方針のもと、**令和7年7月に公共下水道事業計画を変更**。
- 所要の手続きを経て、**令和8年度から浄化槽設置工事を実施中**。

珠洲市議会での珠洲市長の発言抜粋（令和7年6月10日）

- 下水道につきましては、国土交通省の支援をいただきながら、今後の復旧方法について検討を進めてまいりましたが、宝立処理区及び若山処理区の大部分については、**公共下水道による原形復旧と比較し、合併浄化槽による復旧の方が、復旧費用や将来的な負担を抑えることができ、復旧に要する期間も短縮できるとの結論に至った**ことから、若山地区では５月２９日に、宝立地区では５月３０日に説明会を開催し、概ねご理解をいただいたところであります。
- 今後、区域の変更に必要となる下水道事業計画、都市計画の決定など認可や計画変更に係る手続きを早急に進め、来月、７月末を目途に、**宝立処理区及び若山処理区の大部分を下水道整備区域から浄化槽整備区域に変更**し、その後、宝立町鵜飼・春日野地区に設置してまいりました地上型の仮設浄化槽を、埋設型の浄化槽に切り替える工事を進めてまいりたいと考えております。
- また、若山地区におきましても、順次、浄化槽の設置工事を進めてまいりたいと考えております。

1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

人口減少を踏まえた汚水処理整備の変化（下水道等から浄化槽への整備区域見直し）

愛媛県松山市

- 令和３年４月に下水道計画を見直し。投資効果の高い市街化区域はこれまでどおり公共下水道区域とする一方、市街化調整区域は、原則、合併処理浄化槽による汚水処理区域とした
- この結果、下水道計画区域は　８，７２９ｈａ　→　６，９４３ｈａ　に縮小

徳島県（徳島市、小松島市等）

- 令和４年１２月に県の生活排水処理構想を見直し
- この結果、県内の下水道等の集合処理区域は　１１，５４２ｈａ　→　７，００９ｈａ　に縮小
- 一例として徳島市は下水道整備区域を半減（３，２９７ｈａ→１，６１２ｈａ）、小松島市は下水道区域を４８１ｈａ→０ｈａに見直し、市全域で合併処理浄化槽による汚水処理を推進

青森県

- 令和５年６月に汚水処理施設整備構想を改定。下水道区域について、将来的に真に必要な区域へ絞り込む等の見直しを実施
- この結果、下水道等の集合処理区域は　４１，５６９ｈａ　→　３７，９９３ｈａ　に縮小

愛媛県西条市

- 令和６年４月に公共下水道の事業計画を見直し、事業計画期間の延伸と整備予定面積の縮小を実施。
- この結果、下水道等の集合処理区域は　２，７３４ｈａ　→　２，１６５ｈａ　に縮小

1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

汚水処理施設の最適化と広域連携の推進に向けた検討会

- 既設下水道区域の廃止に係る規定の創設を含む改正下水道法の施行等も見据え、汚水処理施設の最適化や広域連携における事業運営の一体化について検討を行うことを目的として、学識経験者、地方公共団体、関係団体からなる**検討会を令和8年3月に設置し、これまで４回（3月、5月、7月、10月）開催。**
- 国土交通省・農林水産省・総務省・環境省の**4省が共同事務局**。
- 今後、**汚水処理施設の最適化に関するガイドライン**等を**令和8年中メド**に策定予定。

＜検討会の設置趣旨＞

今後の汚水処理施設の最適化(集約型と分散型のベストミックス)と広域連携における事業運営の一体化を実現するため、これらの取組の方向性や具体的な方策などの検討を行い、ガイドラインを作成

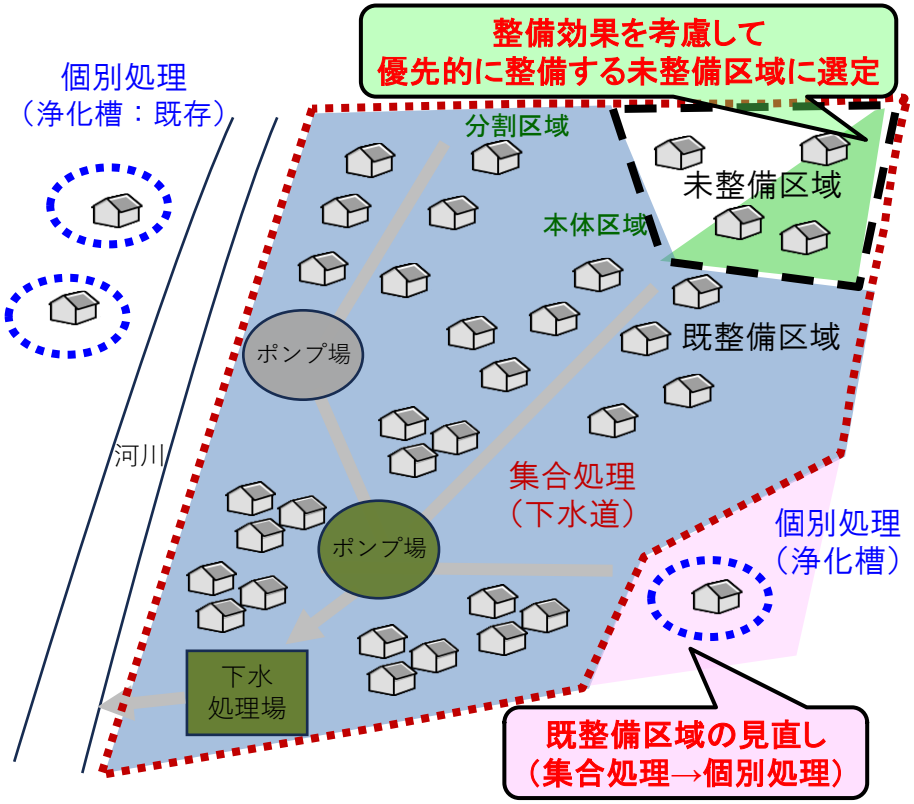
＜検討会の議論内容＞

議論の項目	議論の内容
①汚水処理施設の最適化について	＜整備予定区域＞ 将来の人口減少の動向などを考慮し、地域特性を踏まえつつ、整備効果の確保や早期整備を実現するための整備手法の点検方針や方法等
	＜整備済み区域＞ 整備済みの施設も合わせて、まちづくり施策と歩調を合わせた施設の最適化の検討方針や方法等
②広域連携の事業運営の一体化について	複数自治体による事業運営の一体化の検討方針や方法等

①汚水処理施設の最適化に関するガイドラインの作成

②広域連携の推進に関するガイドラインの作成

＜今後の汚水処理施設最適化のイメージ＞



出典：汚水処理施設の最適化と広域連携の推進に向けた検討会第1回資料（令和8年3月13日）

1．汚水処理整備の現状と今後の流れ

下水道法の一部を改正する法律＜令和8年7月15日成立、7月23日公布＞

背景・必要性

○ 令和７年１月に埼玉県八潮市で老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生。施設の老朽化、職員数の減少等を受け、下水道の事業環境は厳しさを増している状況。

○ 下水道管路をはじめとする道路下の埋設物について適切な維持管理が必要。

⇒ **強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施及び事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通を確保するための措置を講ずる必要。**



埼玉県八潮市の事故現場（令和7年1月31日）

法案の概要

1．安全性確保を最優先する下水道マネジメントの確立

①確実な老朽化状況の把握 【下水道法】

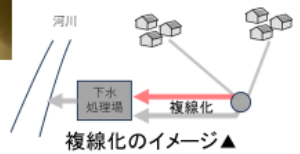
- 老朽化に伴う管路の安全性（状態と対策の要否）を評価する診断の基準を法制化
- 下水道管理者は診断結果等の維持管理の状況を公表　※併せて、政令等で定める点検の頻度・方法の基準を見直し



◂ドローンを活用した点検・診断のイメージ

②下水道の戦略的な再構築 【下水道法】

- 下水道の構造について、点検・修繕・改築や災害・事故時の応急措置の容易性（複線化等）を考慮すべきことを原則化
- 下水道管理者は施設の計画的な改築を実施、収支見通しを公表



複線化のイメージ▲

③道路管理者との連携強化 【下水道法】【道路法】

- 下水道の点検に関して道路管理者の協力が必要な事項を下水道の事業計画に位置づけ

▼路面下空洞調査の実施例



（空洞探査車による調査）



（貫入試験による調査）

2．道路地下空間の安全性確保

①道路占用者と道路管理者の連携強化 【道路法】

- 道路占用者と道路管理者との間で「占用物件等維持修繕協定」を締結し、道路や占用物件の点検や修繕等を連携して行うことができる制度を創設　※道路占用者：道路管理者の許可を受けて施設等を設置し、道路空間を継続使用する者（下水道管理者等）

②占用許可制度の見直し 【道路法】

- 占用許可申請書の記載事項に占用物件の維持管理に関する事項を追加
- 道路の地下に埋設する占用物件の工事完了時の届出（竣工図等の提出）を義務付け

3．下水道マネジメントを支える基盤の強化

①下水道の基盤強化・広域連携の推進 【下水道法】

- 法律の目的に「下水道の基盤の強化」を明示するとともに、国の基本方針を創設
- 複数の下水道管理者の連携を推進するため、都道府県が広域連携推進計画を策定する制度を創設
- （本来は市町村が管理する）公共下水道を都道府県（都道府県加入の一部事務組合等を含む）が管理できる特例や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度を創設
- 災害・事故時における都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度を創設するとともに、災害時の関係者連携の責務を明確化
- 改築資金を含む下水道使用料の算定の考え方を明確化

②下水道区域の見直し 【下水道法】

- 人口減少を踏まえた下水道区域の見直し（集合処理から個別処理への転換）に必要な規定の整備



▲広域連携のイメージ

【施行期日】 公布の日から６月以内施行

1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

集合処理から個別処理への転換に向けた政府の主な支援（令和8年度時点）

- ◆ 持続可能な汚水処理システムを確保するため、集合処理から個別処理への転換は極めて重要な課題。
- ◆ 地域の取組を後押しする観点から、政府において財政面等での支援メニューを拡充。

支援対象	事業名	支援概要	所管省庁
布設された主な管路の撤去	下水道広域化推進総合事業	一定の条件の下で下水管等の撤去を補助率1/2で支援（令和7年度～）	国土交通省
	農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策）	一定の条件の下で農業集落排水設備の管路等の撤去を補助率1/2で支援（令和7年度～）	農林水産省
浄化槽の設置	循環型社会形成推進交付金	公共浄化槽の設置に係る交付率を1/3→1/2にかさ上げ（令和8年度～）	環境省
浄化槽設置に係る計画策定及び調査	循環型社会形成推進交付金	浄化槽事業計画策定及び浄化槽処理促進区域の設定に必要な調査に係る費用を補助率1/3で助成 （※転換以外の契機においても活用可能）	環境省
資本費に係る負担の平準化	公営企業経営改善特例債	転換に伴う下水処理場の撤去等に要する経費を対象に、負担の平準化を支援（令和8年度～）	総務省

出典：各省庁資料を基に環境省作成

1. 汚水処理整備の現状と今後の流れ

集合処理方式から個別処理方式への転換に関するQ＆A（概要）＜令和8年3月公表＞

概要

○ 人口減少等に伴う使用料収入の減少や老朽化に伴う更新需要の増大など、下水道事業を取り巻く状況等に対応するため、経営改善の取組の一つとして、集合処理方式（公共下水道や集落排水等）から個別処理方式（合併処理浄化槽）への転換を検討する自治体が多くなっています。

○ 本Q＆Aについては、各自治体において、地域の特性等に応じた最適な汚水処理方式を検討・選択できるよう、検討の際の参考資料として、転換にあたって必要となる事務手続や活用可能な制度等について、Q＆Aの形でお示しするものです。

掲載内容

○ 浄化槽への転換を検討している自治体が直面した手続上の疑問点等を聞き取りの上、関係省庁が連携し、Q&A形式で解説

○ 先行事例（静岡県南伊豆町など）の検討プロセスや政府予算案等を踏まえた活用可能な制度等について最新の情報を掲載

1.浄化槽転換の方向性の検討
Q、浄化槽転換を検討する際のパターンや転換の判断にあたって必要となる検討要素、転換までの実際の流れについて教えてください。 （→静岡県南伊豆町などの先行事例等も踏まえて、浄化槽転換にあたって必要となる検討事項や検討プロセス等について解説します。）
Q、浄化槽への転換にあたって、住民に対してどのように説明したらいいですか。 （→静岡県南伊豆町において実際に浄化槽転換を行った際の住民への説明内容等について解説します。）
2.下水道施設の撤去
Q、集合処理方式の既存施設を撤去する場合、不要となる施設や過去に受けた国庫補助金等はどのように取り扱えばいいですか。必要な手続きについて教えてください。 （→管路などの既存施設の撤去方法、法令や各省庁の規則などで定められている事務手続等について解説します。）
Q、既存施設の撤去にあたって、活用可能な国庫補助金や地方財政措置があれば教えてください。 （→令和8年度政府予算案等の内容を踏まえて、農林水産省や国土交通省の国庫補助事業や新たに創設された公営企業経営改善特例債について解説します。）
3.浄化槽の設置
Q、浄化槽を設置するにあたって、公共浄化槽と個人設置型浄化槽のどちらを選択した方がいいですか。 （→公共浄化槽と個人設置型浄化槽の整備手法の違いを含めて、それぞれのメリット・デメリットについて比較して解説します。）
Q、浄化槽を設置するにあたって、活用可能な国庫補助金や地方財政措置があれば教えてください。 （→令和8年度政府予算案等の内容を踏まえて、環境省の国庫補助金や下水道事業債等の地方財政措置について解説します。）

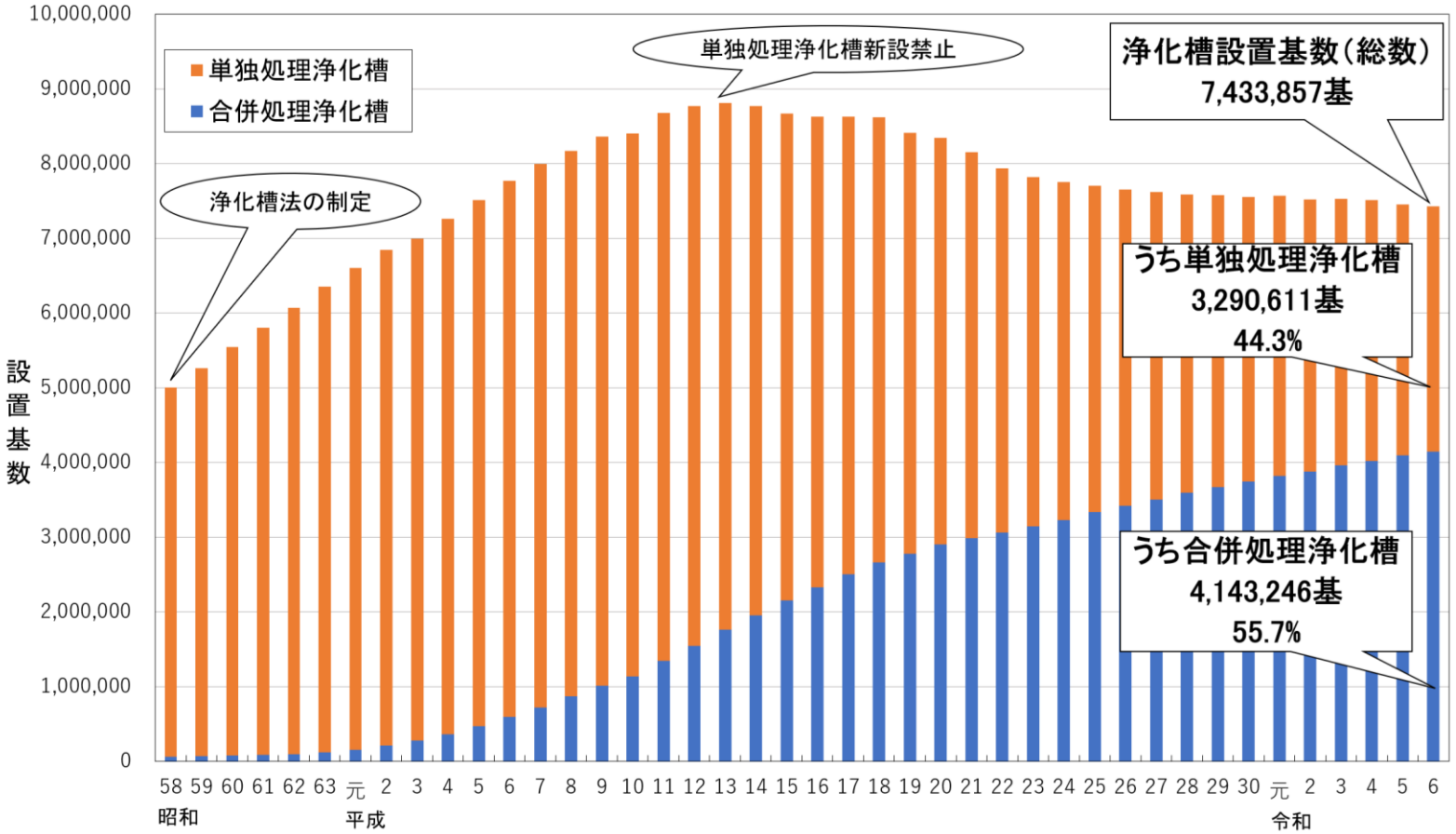
※ 今後、地方団体から追加で寄せられた疑問や各省庁の制度の見直し等を踏まえて、随時、更新を行っていく予定

2. 浄化槽行政を巡る課題

①単独処理浄化槽の転換の推進（設置基数の推移）

- **<u>平成12年法改正により新設が禁止されて以降、単独処理浄化槽の基数は徐々に減少</u>。**
- 未だに残存する約329万基の単独処理浄化槽は老朽化も懸念され、災害にも強い合併処理浄化槽への転換促進が水質改善及び防災対策のために重要。

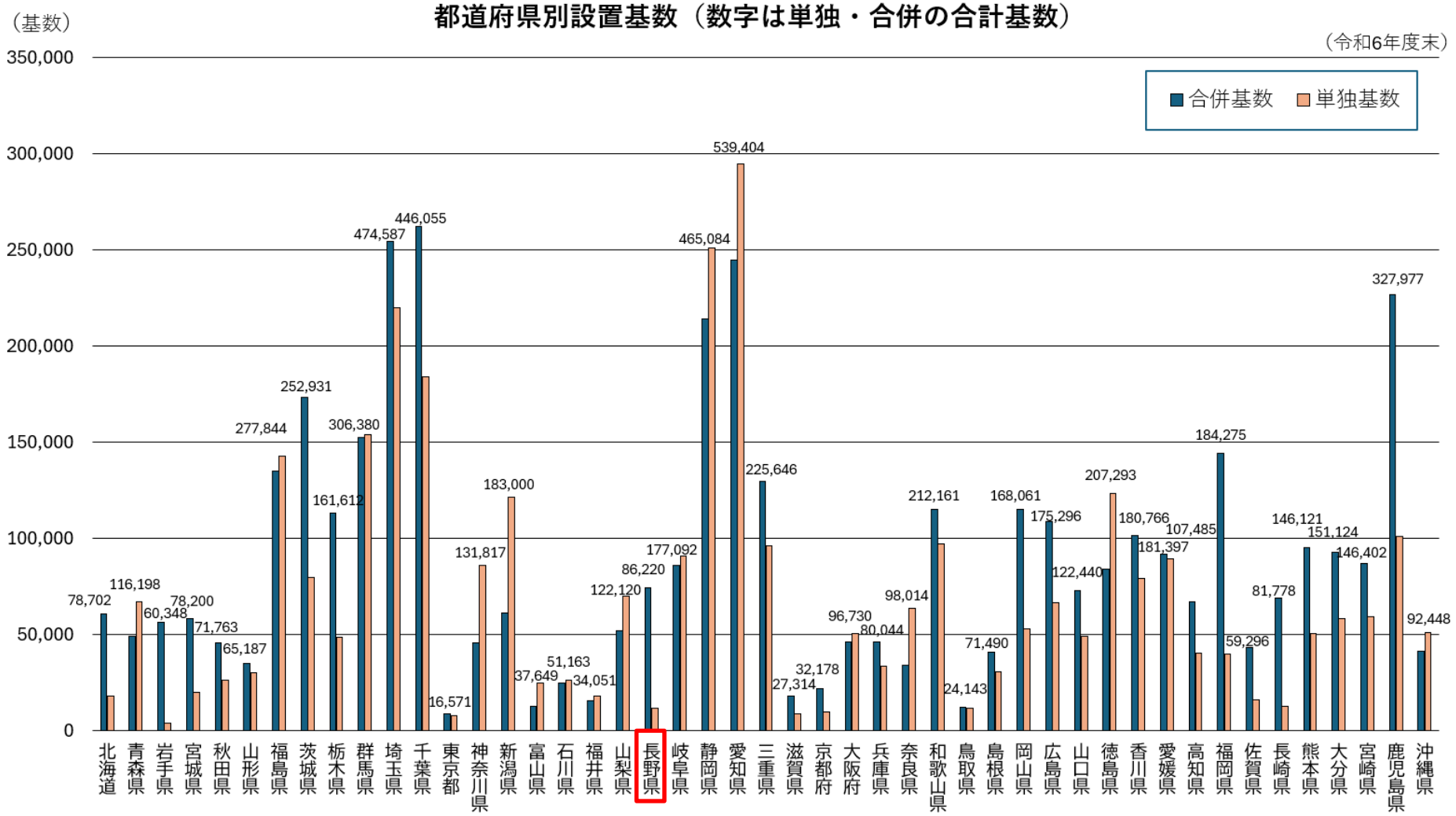
浄化槽の設置基数の推移



出典：令和６年度における浄化槽の設置状況等について（令和8年2月20日環境省報道発表）

2. 浄化槽行政を巡る課題

①各都道府県の浄化槽設置基数（令和6年度末時点：単独・合併別）



出典：令和６年度における浄化槽の設置状況等について（令和8年2月20日環境省報道発表）

2. 浄化槽行政を巡る課題

①単独処理浄化槽の転換の推進（特定既存単独処理浄化槽）

- 老朽化等により公衆衛生に支障が生じる可能性のある単独浄化槽の合併浄化槽への早期転換が必要。環境省では財政支援を逐次強化。また、令和元年の法改正では「特定既存単独処理浄化槽」の仕組みが設けられた。

 ※特定既存単独処理浄化槽（特定既存）とは、放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽。都道府県知事は管理者に対して、必要な措置をとるよう助言・指導・命令等の措置を行う。

- 高齢化が進む中で、浄化槽転換のみのために工事をしていただくハードルは高い。浄化槽転換以外の建て替えニーズ（介護リフォーム、二世帯化、中古物件への移住…）を捉えていくことが重要。介護リフォームであれば健康福祉関連など、他部門との連携が有効。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

上部破損



老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。
（令和6年度の単独処理浄化槽の漏水件数：約7,000件）
生活排水の垂れ流しのみならず、公衆衛生に支障を生じる可能性。

単独処理浄化槽からの転換工事



単独浄化槽撤去　　合併浄化槽設置　　配管工事

単独転換が進みにくい要因

- **水洗化は実現しており転換インセンティブが働かない**
- **転換時の設置費用の個人負担が大きい**

- **浄化槽法改正で設けられた「特定既存単独処理浄化槽」、「公共浄化槽」等の活用**
- **宅内配管工事への助成（令和元年度～）**
- **少人数高齢世帯向けの交付金基準額の増額（令和７年度～）**

2. 浄化槽行政を巡る課題

①単独処理浄化槽の転換の推進（特定既存の適用）

- ◆ 老朽化等により公衆衛生に支障が生じる可能性のある単独浄化槽の合併浄化槽への早期転換が必要。環境省では財政支援を逐次強化。また、令和元年の法改正では「特定既存単独処理浄化槽」の仕組みが設けられた。
- ◆ R2年の改正法施行以来、鹿児島県を始め、法定検査と組み合わせた形で特定既存を積極的に活用。R6年度末までに全国で約530基を特定既存として判定し、助言・指導。

特定既存単独処理浄化槽の基数（R6年度末時点・累計）

都道府県名	特定既存単独処理浄化槽の基数	都道府県名	特定既存単独処理浄化槽の基数	都道府県名	特定既存単独処理浄化槽の基数
北海道	0	石川県	0	岡山県	0
青森県	0	福井県	0	広島県	0
岩手県	0	山梨県	9	山口県	0
宮城県	0	長野県	31	徳島県	0
秋田県	0	岐阜県	0	香川県	0
山形県	0	静岡県	0	愛媛県	0
福島県	0	愛知県	0	高知県	0
茨城県	0	三重県	0	福岡県	0
栃木県	0	滋賀県	0	佐賀県	0
群馬県	0	京都府	0	長崎県	0
埼玉県	0	大阪府	0	熊本県	0
千葉県	0	兵庫県	0	大分県	0
東京都	0	奈良県	0	宮崎県	0
神奈川県	0	和歌山県	0	鹿児島県	485
新潟県	0	鳥取県	3	沖縄県	0
富山県	0	島根県	0	小計	528

※令和7年度指導普及調査より作成

鹿児島県における特定既存の判定基準

（特定既存単独処理浄化槽への対応）

特定既存単独処理浄化槽と判定される浄化槽

- ・本体が漏水しているもの
- ・構造上，設置上の不具合があり，放流BODが120mg/lを超過しているもの
- ・全ばっ気方式で著しく汚泥が流出しているもの
- ・消毒装置の破損・欠落等により，処理水が未消毒のまま定常的に放流されているもの

↓

合併処理浄化槽への転換や下水道等への接続を促進

2. 浄化槽行政を巡る課題

①単独処理浄化槽の転換の推進（指針の改定・財政支援）

➢ 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の改定（令和７年３月31日）

＜指針改定の主なポイント＞

1. 特定既存の判定基準の定量化・明確化

- 浄化槽法第11条に基づく定期検査の検査項目と、特定既存の該当性の対応関係を整理し、漏水、破損、変形等、判定基準を定量化・明確化。

2. 特定既存に対する措置の優先順位の明確化

- 特定既存と判定された浄化槽に対する措置の優先順位を整理し、合併浄化槽への転換を原則としつつ、補修による対応が認められるケースを明記。

3. 指定検査機関の役割の明確化

- 特定既存への指導等に当たり、委託業務等による浄化槽管理者からの相談窓口等、指定検査機関が都道府県等をサポートすることが望ましい旨を明記。

➢ 財政支援の強化（令和８年度予算措置）

＜特定既存単独処理浄化槽に関する補助制度＞

１．単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

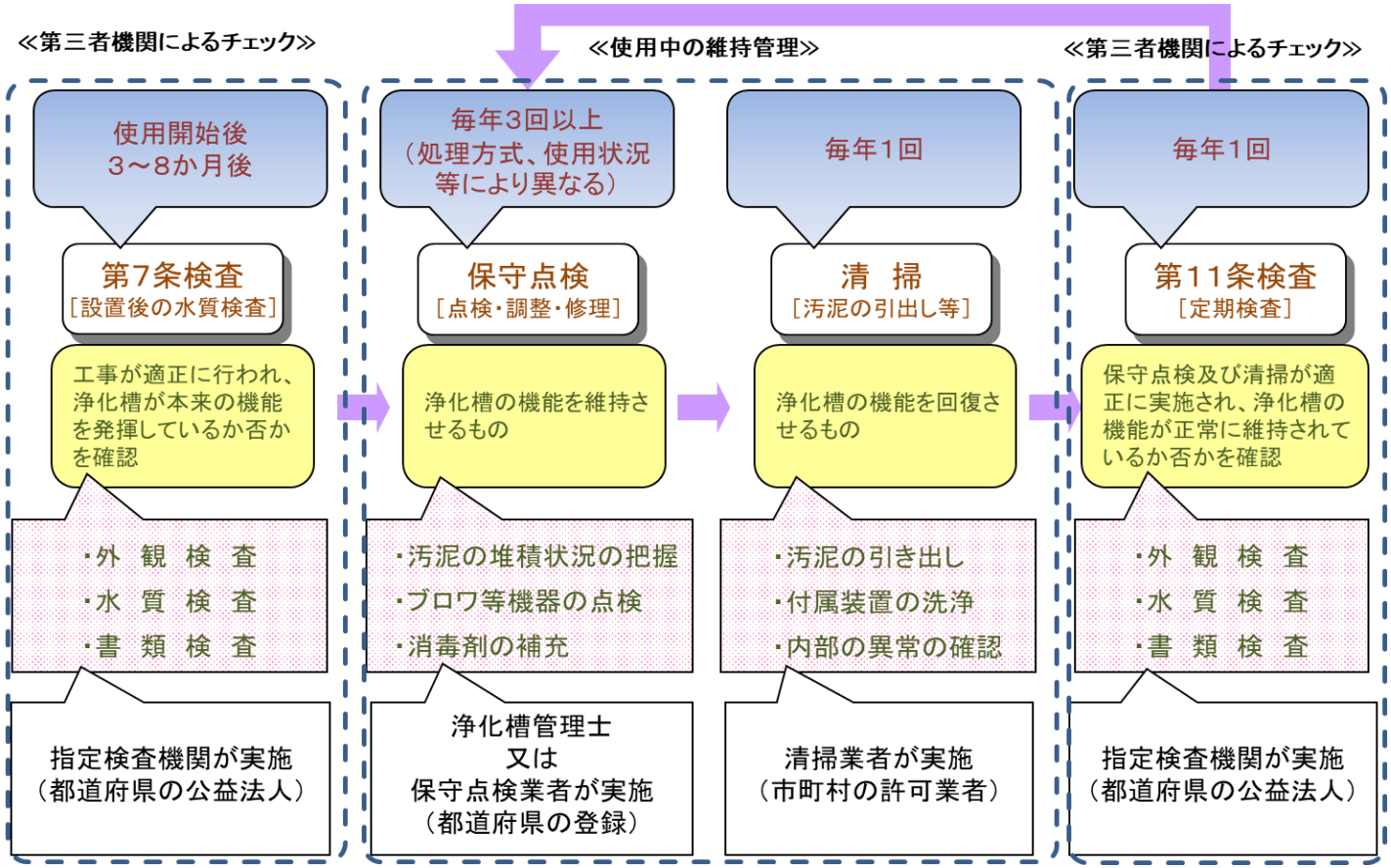
- 特定既存単独処理浄化槽（法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る）から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額（個人負担率を従来の60%から33%へ軽減）　<R11までの時限措置>

２．　特定既存単独処理浄化槽に関する調査等も補助対象

2. 浄化槽行政を巡る課題

②維持管理の確保（維持管理プロセス）

➢ 浄化槽が所期の処理機能を発揮するためには適切な維持管理（保守点検・清掃・定期検査）が必要



令和6年度の全国平均実施率	97.2 %	74.5 %	65.9 %	50.9 %
対前年度比	（▲0.2ポイント）	（＋0.6ポイント）	（＋1.8ポイント）	（＋1.1ポイント）

2. 浄化槽行政を巡る課題

②維持管理の確保（都道府県別実施率）

令和６年度における都道府県別　保守点検・清掃・11条検査 実施率

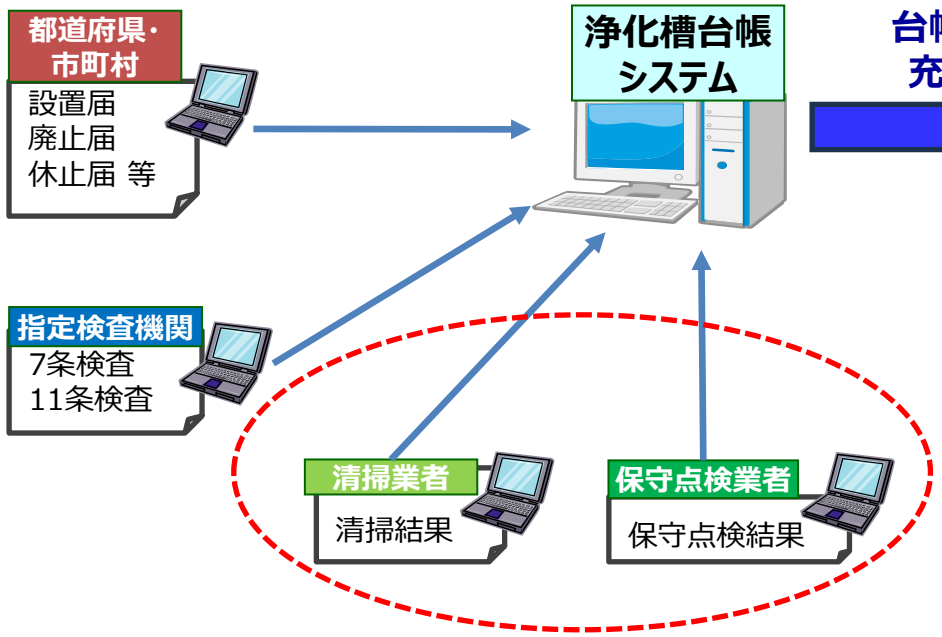
都道府県名	保守点検	清掃	11条検査	都道府県名	保守点検	清掃	11条検査	都道府県名	保守点検	清掃	11条検査
北海道	81.7%	72.3%	77.9%	石川県	58.8%	52.9%	28.3%	岡山県	92.9%	82.3%	92.6%
青森県	81.5%	71.8%	49.0%	福井県	57.4%	58.6%	58.2%	広島県	72.6%	76.8%	76.7%
岩手県	87.6%	60.4%	89.5%	山梨県	49.6%	33.9%	19.6%	山口県	76.8%	75.5%	58.3%
宮城県	92.1%	76.2%	94.9%	長野県	83.0%	29.6%	77.4%	徳島県	90.0%	63.1%	63.2%
秋田県	80.7%	66.7%	63.2%	岐阜県	94.4%	95.7%	96.6%	香川県	91.6%	30.3%	57.5%
山形県	85.9%	81.6%	79.2%	静岡県	88.0%	75.7%	39.0%	愛媛県	88.3%	73.8%	39.4%
福島県	73.5%	67.4%	36.5%	愛知県	61.1%	76.3%	29.6%	高知県	68.8%	67.2%	57.9%
茨城県	55.2%	59.3%	51.1%	三重県	68.7%	58.4%	41.2%	福岡県	76.3%	77.3%	75.3%
栃木県	75.9%	40.2%	78.6%	滋賀県	76.3%	68.0%	58.2%	佐賀県	88.4%	77.6%	82.5%
群馬県	86.7%	44.3%	80.7%	京都府	54.1%	50.0%	52.7%	長崎県	89.9%	84.1%	86.4%
埼玉県	58.5%	54.3%	24.8%	大阪府	65.1%	74.2%	16.1%	熊本県	90.9%	84.1%	68.7%
千葉県	84.6%	52.1%	20.2%	兵庫県	58.4%	55.2%	67.7%	大分県	74.6%	81.3%	47.3%
東京都	51.8%	65.4%	30.7%	奈良県	38.9%	63.3%	22.0%	宮崎県	91.8%	87.5%	59.4%
神奈川県	29.7%	59.4%	18.4%	和歌山県	45.1%	69.5%	46.1%	鹿児島県	99.1%	92.1%	56.9%
新潟県	72.2%	47.7%	70.4%	鳥取県	85.9%	58.4%	61.4%	沖縄県	20.5%	42.3%	10.3%
富山県	88.3%	51.4%	42.5%	島根県	95.8%	79.7%	83.5%	合計	74.5%	65.9%	50.9%

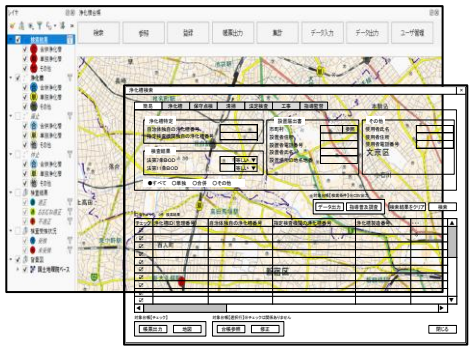
（令和7年度浄化槽の指導普及に関する調査を基に作成）

2. 浄化槽行政を巡る課題

②維持管理の確保（浄化槽台帳を通じた実態把握と維持管理の徹底）

- 令和元年の法改正により浄化槽台帳の整備が義務づけられたが、**清掃・保守点検業者からの維持管理情報の収集が不十分**な自治体が多く存在。デジタル化の遅れや、顧客情報を提供することへの事業者側の懸念等もあり、適切な指導を行う基盤の整備が喫緊の課題。
- 維持管理業者からの報告情報を踏まえた**正確な実態把握、台帳データの充実**と、それに基づく**行政の適切な指導**を通じ、法に基づく**維持管理の質の向上という好循環**を生み出すことが重要。





台帳データを活用した正確な実態把握
行政による迅速かつ適切な指導



浄化槽法に基づく
維持管理の徹底

単独転換の促進
（特定既存単独処理
浄化槽の措置含む）

2. 浄化槽行政を巡る課題

②維持管理の確保（地方自治体の浄化槽台帳整備事例・埼玉県）

浄化槽台帳への維持管理情報入力体制の整備

保守点検・清掃事業者

県・市町村

凡例：緯度経度情報　住所情報

メール等

維持管理情報

報告くん

登録

維持管理情報

登録

ツナグくん

維持管理情報

突合

台帳情報
（維持管理情報含む）

台帳情報
（届出情報）

Z-Join：浄化槽台帳システム

浄化槽台帳

台帳情報
（届出情報）

台帳情報
（維持管理情報含む）

事業者は、浄化槽に関する情報を電子データ化し、県・市町村に定期的に報告（情報提供）

報告くんについて

○モバイル（画面等）

https://www.jokaso-ss.jp
とURLに入力

浄化槽自動収集システム
ID test0
Password saitama@1
ログイン



○機能

・背景地図を変更可能。
（地理院地図（標準・淡色）、衛星画像）

・2回目以降の報告では、地図上のピンから簡易に報告。



・報告内容の検索機能・一覧表のCSV出力可能。
（追加情報を入力することで電子データ化が可能）

・住民説明用の証明書を表示。

・下請業者のID管理・閲覧制限

ツナグくんについて

自動突合

・「業者名」「業者独自の浄化槽番号」が一致しているかどうか
・「住所」が完全一致しており、かつ一致する台帳が1基のみ場合
・「位置情報が５m以内」にあり、かつ、抽出される台帳が1基のみの場合

浄化槽台帳情報
「業者名」「業者独自の浄化槽番号」
「住所」「位置情報」

住所突合では、表記ゆれを事前補正（半角全角、－等を補正）

突合！

業者報告情報
「業者名」「業者独自の浄化槽番号」「住所」
「位置情報」

※ 2回目以降は、業者が変更された浄化槽以外は基本的に突合される。

手動突合

・自動突合できなかった情報は、地図情報の検索等を行い手動突合します。



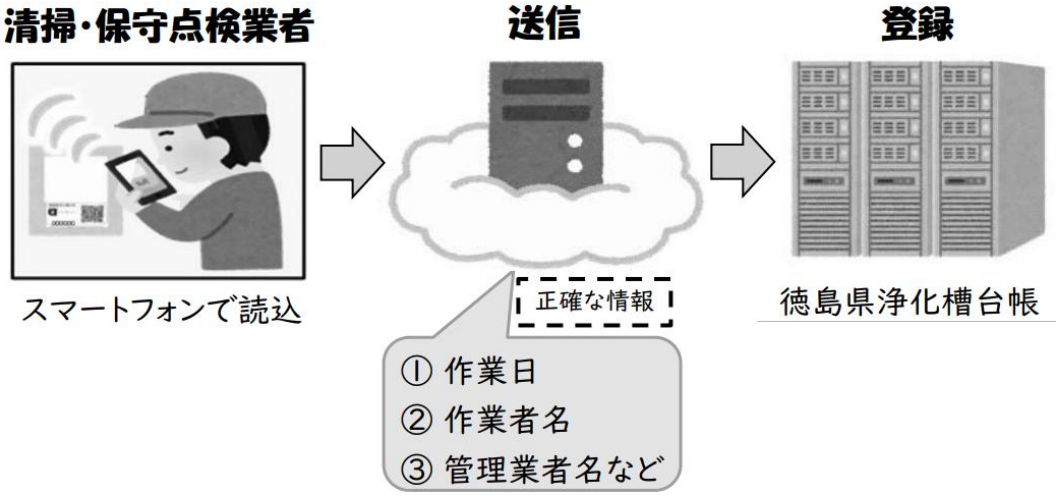
2. 浄化槽行政を巡る課題

②維持管理の確保（地方自治体の浄化槽台帳整備事例・徳島県）

◆徳島県では浄化槽を設置している各家庭にＱＲコード付ステッカーを添付。清掃・保守点検時に作業員がＱＲコードを読み取り、作業結果を浄化槽台帳システムに送信する取組をＲ６年度から開始。







2. 浄化槽行政を巡る課題

②維持管理の確保（環境省で公表した各種文書）

- 維持管理の実施は浄化槽管理者（主に住民）に課せられた義務であり、その実施率向上のためには行政がその実施を促すことが重要
- 行政が適切な指導等を働きかけるためには、浄化槽の維持管理状況を的確に把握することが不可欠であり、浄化槽台帳の整備・更新が必要
- 環境省では指導・助言マニュアル及びデジタル化事例集の作成、個人情報保護法に係る通知等を措置

①浄化槽管理者への維持管理に関する指導・助言マニュアル（令和７年３月）

- 浄化槽台帳の整備・精査及び活用手法を記載。維持管理指導に当たって必要な情報収集項目を示すとともに、台帳に追記する旨を明記。
- 維持管理業者が都道府県に対して提出するための標準様式（保守点検・清掃）を例示。
- 浄化槽管理者に対して通知する行政指導文書について段階分けして例示（浄化槽の維持管理に関する義務の周知、法定検査未受検にかかる勧告、特定既存単独処理浄化槽にかかる命令など）。

②浄化槽の維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集（令和７年３月）

- 電子化された浄化槽台帳システムにより維持管理情報を管理・活用する５県の事例を整理。
- 収集した事例を示すとともに浄化槽台帳及び維持管理情報の電子化に向けた自治体と業者の作業フロー例、留意事項等を記載。
- 電子化に当たって自治体や事業者が活用することを念頭に、電子化に活用可能な補助金制度の概要を紹介。

③浄化槽法の施行に伴う個人情報の保護に関する法律に係る解釈について（通知）（令和７年６月）

- 関係省庁との調整の結果、自治体による保有個人情報（個人情報保護法第60条第１項）の利用、提供や、法第49条第２項に基づき自治体が民間事業者（個人情報取扱事業者）に求める情報提供について、個人情報保護法の規定との整理を明確化。

2. 浄化槽行政を巡る課題

③災害対応力の強化

- 一般に、浄化槽は災害からの早期復旧が可能といった利点がある。
- 能登半島地震では浄化槽についても大規模な被害が発生。
- 環境省においてコールセンターを設置したほか、他県の業者にも協力を要請し被害調査・復旧工事を実施。

■令和６年能登半島地震に伴う浄化槽の被害状況等

- 公共浄化槽（市町村設置型）
 設置基数 約3,600基のうち、被災が確認された基数は約1,500基（全体の40%程度）
- 個人設置型
 設置基数 約16,000基のうち、被災状況調査の依頼があった基数は約 3,300基（全体の20%程度）

■令和６年能登半島地震に伴う浄化槽被害への対応状況（令和８年10月１日時点）

市町	公共浄化槽		個人設置浄化槽	
	工事発注済み	うち復旧完了	補助申請済み	うち復旧完了
珠洲市	284基	284基	323基	252基
能登町	163基	163基	340基	229基
輪島市	296基	290基	307基	236基
穴水町	－	－	404基	393基
七尾市	146基	146基	419基	412基
志賀町	187基	187基	142基	124基
合計	**1,076基**	**1,070基**	**1,935基**	**1,646基**

※ 穴水町は公共浄化槽未実施。
※ 個人設置浄化槽の復旧完了件数は実績報告件数等を集計したものであり、復旧が完了してから件数として計上されるまでには時間差が生じる。

2. 浄化槽行政を巡る課題

③災害対応力の強化

- 浄化槽についても大規模な被害が起こり得ることを念頭に、平時から体制整備を進めることが重要。
- 大規模災害の頻発化を踏まえ、強靭化の観点からも防災拠点での合併槽整備等を後押しする。

能登半島地震を踏まえた平時の取組

①災害協定の締結等の体制整備

- 浄化槽の大規模被害を想定した平時からの備えが必要。協定締結を通じた関係者の役割分担の整理が重要。
- 都道府県を越える広域的な支援体制が必要な事案も想定し、ブロック単位での協定も具体化が必要。（環境省では、四国ブロックの協定具体化に向けR7年度から支援を実施。）
- 災害協定及びマニュアルに基づく、浄化槽の災害対応に係る机上訓練の実施を予定。
- 「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル」の改定を通じて、モデル的な取組の横展開を予定。

②浄化槽台帳の整備・充実

- 浄化槽の正確な実態把握の有無は、復旧活動の初動に大きく影響し得る。災害時への備えという観点からも、浄化槽台帳の整備・充実が必要。



地震により浮き上がった浄化槽（画像は七尾市内の例）



地震により浮き上がった浄化槽（画像は珠洲市内の例）

2. 浄化槽行政を巡る課題

③災害対応力の強化（令和8年熊本地震の被害状況と対応）

- 浄化槽についても一定の被害が発生。**被害の割合は単独に比べ合併の方が低い傾向**。
- 早期復旧を図るため、環境省としては、**必要な予算の確保**について調整を進めているところ。
- 引き続き、熊本県と連携し、**被害状況の更なる把握**を進め、復旧に取り組んでいく。

■令和８年熊本地震に係る浄化槽被害状況（暫定版:令和８年10月２日時点）

	設置基数	調査基数	交換対象 （調査基数に対する割合）	修理対象 （調査基数に対する割合）
合併処理浄化槽	83,532基	52,461基	70基 (0.1%)	1,032基 (1.9%)
単独処理浄化槽	38,714基	25,292基	87基 (0.3%)	1,103基 (4.3%)
合計	122,246基	77,753基	157基 (0.2%)	2,135基 (2.7%)

※震度5弱以上を記録した市町村が対象。
※設置基数：汚水処理人口の普及状況に関する調査（令和7年度末時点）における全ての区域の基数

出典：熊本県より提供された情報を基に環境省にて編集

（参考）平成28年熊本地震における合併処理浄化槽の被害調査結果

調査基数	被害基数	割合	備考
73,451基	1,770基	2.4%	浄化槽に何らかの被害があると確認された基数の割合

出典：平成28年熊本地震による合併処理浄化槽被害調査報告書（平成29年3月 (公社)熊本県浄化槽協会 ）

（参考）し尿回収業者の協力を得た避難所の仮設トイレ等の清掃管理スキーム

内閣府　環境省

- 真夏の仮設トイレ等は、臭気を始めとして使用環境が悪化しやすいことから、生活環境の改善が急務。
- このため、トイレからのし尿の回収を既に委託している業者の協力を得て、し尿回収のタイミングに加え、それ以外のタイミングでも清掃管理を実施するよう市町村が追加で委託を行った場合に、その費用を事後的に精算することを可能とする財政支援スキームを構築。
 （内閣府防災・環境省が連携し、避難所の設置・災害廃棄物処理に関連する支援制度を一体的に運用）

【スキーム概要】

支援対象となるトイレ（例）


仮設トイレ


トイレカー

し尿回収業者

**市町村による
し尿回収及び
清掃管理の
一体的な委託**


し尿回収


清掃管理

財政支援

<し尿回収と併せて清掃管理を行う回>

環境省
（災害等廃棄物処理事業費補助金）

<し尿回収の必要がないため、清掃管理のみを行う回>

内閣府
（災害救助法（避難所の設置））

既存のし尿回収業者との連携を通じた
自治体・避難者の負担軽減、QOL向上

3．浄化槽整備に係る予算制度

循環型社会形成推進交付金によるきめ細かな支援

＜市町村における取組＞	＜循環型社会形成推進交付金による支援対象＞
浄化槽台帳システムの整備・充実	既設浄化槽の悉皆調査、紙媒体等の電子化、浄化槽台帳システムの改修等
協議会等を活用した単独転換促進及び維持管理向上	・一括契約等に必要な情報集約・システム構築等 ・単独転換や維持管理向上に資する講習会等の実施
特定既存単独処理浄化槽の措置に係る指導等の実施	特定既存単独処理浄化槽の個別の状況を把握・確認し、的確な指導・勧告等を行うための調査・検討等
単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換	・合併処理浄化槽の設置、転換に伴う宅内配管工事 ・単独処理浄化槽、くみ取り槽の撤去
汚水処理概成に向けた単独転換促進・整備加速化	・事業計画額の５割以上単独・くみ取り転換(交付率1/2) ・汚水処理概成に向けた浄化槽整備加速化(交付率1/2)
集合処理から公共浄化槽への転換	集合処理（下水道・集落排水等）から公共浄化槽への転換について、交付率を1/3から1/2にかさ上げ
浄化槽の維持管理の向上	・少人数高齢世帯の維持管理費 ・浄化槽長寿命化計画に基づく改築、修繕、更新等

３．浄化槽整備推進関係　令和９年度概算要求の概要

１．浄化槽整備推進のための国庫助成（循環型社会形成推進交付金等）※廃棄物処理施設整備交付金を含む。

○ **循環型社会形成推進交付金等（浄化槽分）**

【ポイント】

- 令和９年度要求においては、集合処理から浄化槽への転換に当たり、個人の事情によらず、公共関与により実施する事業について、市町村が設置・維持管理に主体的に関わるなどの一定の要件のもと、公共浄化槽と同水準の支援等を行う。
- 集合処理からの転換工事に係る宅内配管工事費を交付対象とする。
- 集合処理からの転換工事における付帯工事費を拡充する。

予算事項	令和８年度 予算額	令和７年度 補正予算額	令和９年度 概算要求額	対前年度比
循環型社会形成推進交付金等 （浄化槽分）	８６億円 （９１億円）	５億円 （５億円）	９１億円 （９６億円）	１００％ （１００％）

※上段（　）は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

２．浄化槽整備推進のための国庫助成（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）

○ **先進的省エネ型浄化槽（中・大型槽）推進事業**　令和９年度概算要求額　１６億円（リニューアル）

【ポイント】

- CO2削減量が30%以上～46%未満の事業についても補助対象とする（補助率1/3）
- 条件に応じて、採択事業の複数年実施を可能とする

○ **地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（地域レジリエンス事業）**　令和９年度概算要求額　６１億円の内数（令和８年度当初予算額　２０億円の内数）

平時の脱炭素化や防災対策（災害時のエネルギー供給等の機能発揮）とあわせて浄化槽分野における脱炭素化を推進。

循環型社会形成推進交付金等（浄化槽分）※廃棄物処理施設整備交付金を含む。

環境省

【令和９年度要求額　　9,113百万円（8,613百万円）】

集合処理から浄化槽への転換・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換・維持管理の向上等を支援します。

1. 事業目的

・現在でも全国で未だに約780万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況。
・汚水処理施設の最適化や汚水処理未普及人口の解消に向け、既存の集合処理施設から浄化槽への転換、特定既存単独処理浄化槽を含む単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、高齢世帯における経済的負担の軽減に向けた支援も必要。あわせて、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費を支援。
・災害対応・強靭化のため、老朽化した合併処理浄化槽の更新とともに浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図る台帳システム整備を支援。

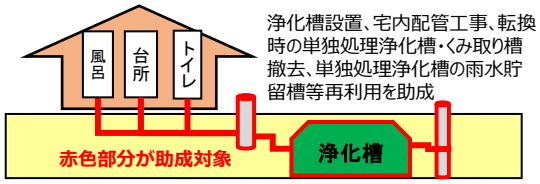
2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金により支援。
※令和９年度では下線部分の助成メニューを拡充。
○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）
・単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽(環境配慮型浄化槽に限る)に事業計画額の５割以上転換する事業
・集合処理(下水道、農集排等)から公共浄化槽等へ転換する事業（交付率1/2）
※集合処理からの転換工事に係る宅内配管工事費を交付対象とする。
※集合処理からの転換工事における付帯工事費の拡充　等
○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換
特定既存単独処理浄化槽（法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る）から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額　<R11までの時限措置>
○浄化槽災害復旧事業
○少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業　等（交付期間:5年）
○市町村が定める浄化槽長寿命化計画等に基づく浄化槽の改築・更新事業
○浄化槽整備効率化事業
浄化槽台帳整備（浄化槽の被災状況等をオンライン等で把握・情報集約する台帳システム整備含む）、計画策定・調査（集合処理施設から浄化槽への転換の計画策定に係る調査を含む）等

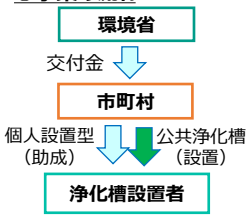
3. 事業スキーム

■事業形態　　交付金（交付率1/3、1/2）
■請負先/交付対象　地方公共団体
■実施期間　　平成17年度～

4. 事業イメージ



○事業の流れ



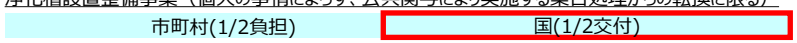
○費用負担・交付率

浄化槽設置整備事業（個人設置型）
単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換、新規設置

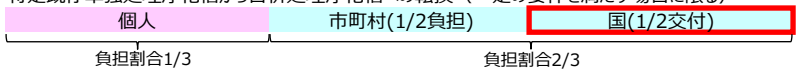


※浄化槽災害復旧事業については交付対象事業費の全額が交付金の交付対象（要協議）

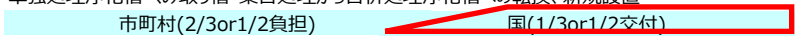
★ 浄化槽設置整備事業（個人の事情によらず、公共関与により実施する集合処理からの転換に限る）



特定既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（一定の要件を満たす場合に限る）

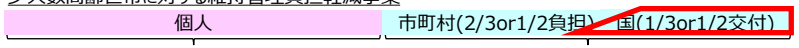


公共浄化槽等整備推進事業
単独処理浄化槽・くみ取り槽・集合処理から合併処理浄化槽への転換、新規設置



※集合処理から合併処理浄化槽への転換の場合には、市町村1/2負担・国1/2交付
※市町村は、別途、負担金（事業費の1割程度）を個人より徴収

少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業



お問合せ先：　環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室　電話：03-5501-3155

先進的省エネ型浄化槽（中・大型槽）推進事業

環境省

【令和9年度要求額　1,600百万円（新規）】

浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽の導入を支援します。

1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型合併処理浄化槽について、先進的省エネ型合併処理浄化槽への交換、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

2. 事業内容

中大型（51人槽以上）合併処理浄化槽について、先進的省エネ型浄化槽への交換、最新型の高効率機器への改修を行うことにより大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

①既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

- 最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする。
- 交換によって既設浄化槽のCO2排出量を30%以上～46%未満削減するもの：補助率1/3
- CO2排出量46%以上削減するもの：補助率1/2
- 採択事業の複数年補助

②既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修

- 最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修とともにブロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。
- 改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減するもの：補助率1/2

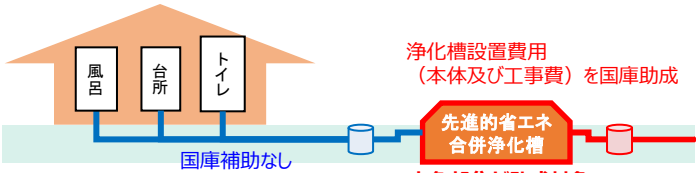
3. 事業スキーム

■事業形態：　間接補助事業（補助率：1／3、1／2）

■補助対象：　民間事業者・団体、地方公共団体等

■実施期間：　令和9年度～令和13年度

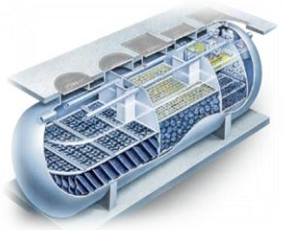
4. 事業イメージ



- 51人槽以上の中大型合併処理浄化槽が補助対象
- 既設浄化槽の撤去・廃棄・処分費用、宅内配管工事費用は補助対象外

浄化槽分野における脱炭素化

先進的省エネ型浄化槽



出典：フジクリーン工業（株）HP

最新型の高効率機器



画像提供：（一社）浄化槽システム協会

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（地域レジリエンス事業）

デコ活 くらしの中のエコろがけ

環境省

【令和９年度要求額　6,137百万円（2,000百万円）】
【一般会計　2,137百万円（0百万円）　特別会計　4,000百万円（2,000百万円）】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※１への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助する。

※１　地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※2　蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

（都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。）

3. 事業スキーム

■事業形態：　間接補助

■補助対象　：地方公共団体

■実施期間：　令和3年度～

都道府県・指定都市・財政力指数0.8以上の市区町村：1/3、財政力指数0.8未満の市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
蓄電池：定額

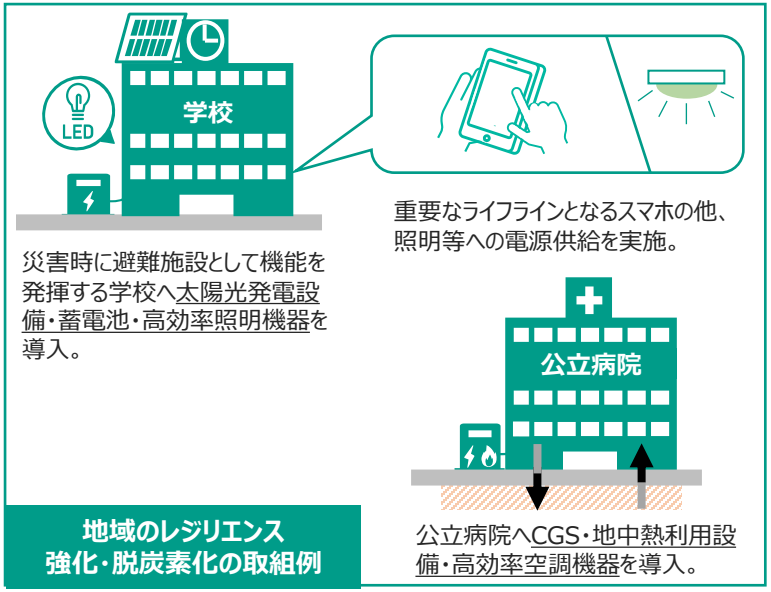
（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）

4. 支援対象

○地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
○業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等

導入

・再エネ設備
・蓄電池
・CGS
・省CO2設備
・熱利用設備　等



お問合せ先：　環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課　電話：03-5521-8233
（浄化槽について）環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室　電話：03-5501-3155

中長期を含めた、浄化槽の目指す方向性

- 汚水処理施設に関しては、新規整備のみならず、既存の集合処理施設から浄化槽への転換が関係省庁共通の政策課題に。環境省としても、汚水処理施設の最適化という政府目標の達成に貢献する。

- 浄化槽の信頼性向上の観点から、維持管理（保守点検・清掃・法定検査）の着実な実施は必須。その土台となるのは、「正確な現状の把握」と「行政と事業者の連携」。環境省作成の指導助言マニュアルやデジタル化事例集も活用いただきながら、浄化槽台帳の充実と協議会の活用を各地域で進めていただく必要がある。浄化槽の実態把握は、災害時の迅速な対応に向けた備えという点からも重要。

- 人口減少（浄化槽ユーザーの減少、システムを支える労働力人口の減少）を前提に、脱炭素化、AI・DXの活用、国土強靱化といった課題に対して俯瞰的な視点をもって取組を進める。

自然にやさしい 浄化槽

ご清聴ありがとうございました。





環境省浄化槽サイト：http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/

（参考）浄化槽管理者への維持管理に関する指導・助言マニュアルの概要

環境省

＜背景・目的＞

- 維持管理が未実施である状況を受け、令和元年に改正された浄化槽法においては都道府県等に浄化槽台帳の作成が義務づけられたところだが、維持管理に係る情報の収集・整備が進んでおらず、浄化槽管理者の義務である維持管理が不十分な浄化槽の把握・特定や浄化槽管理者への指導が十分行われていない。
- こうした状況を踏まえ、都道府県等が浄化槽の状態を把握し、浄化槽管理者に対する指導・助言を適切に行うことを目的として、浄化槽台帳の整備・精査や活用の方法、保守点検・清掃情報収集の標準的な報告様式等の内容を整理して示すとともに、適切に指導・助言を行う際の考え方及び個別ケースごとの指導・助言の手順や手法等を具体的に提示。

＜浄化槽台帳の整備・精査及び活用＞

- 維持管理指導に当たる収集必要項目を明記し、台帳に追記する旨を記載
- 収集情報と既存の台帳情報と突合し、内容を精査（突合方法や精査方法を記載）
- 精査の結果、不整合であった内容についての対応方法を明記
- 整合対応済の台帳システムの活用方法を明示（未管理浄化槽に対する指導への活用、苦情や知合わせに関する対応への活用等）

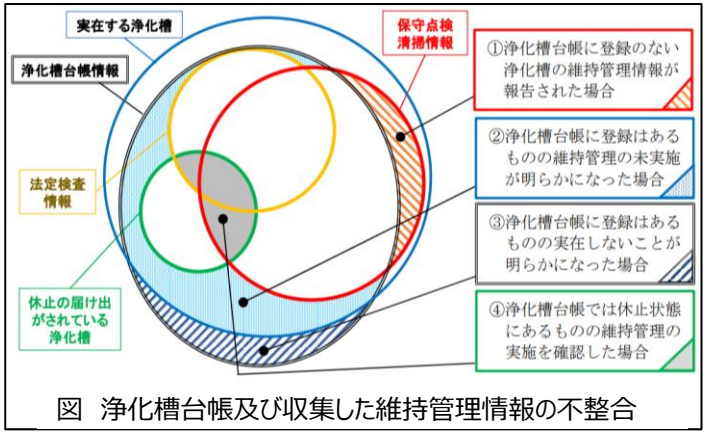


図　浄化槽台帳及び収集した維持管理情報の不整合

＜報告様式＞

- 維持管理業者が都道府県に対して提出するための標準様式（保守点検・清掃）を例示
- 浄化槽管理者に対して通知する行政指導文書について、段階分けして例示（浄化槽の維持管理に関する義務の周知、法定検査未受検にかかる勧告、特定既存単独処理浄化槽にかかる命令など）

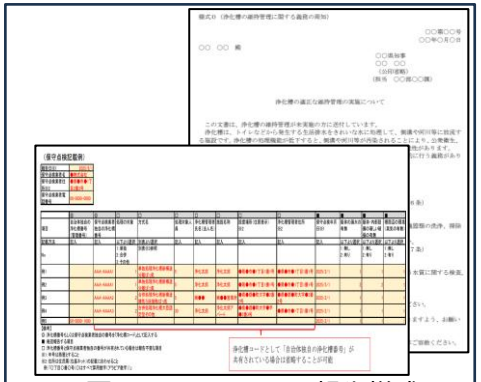


図　マニュアルにおける報告様式

＜指導・助言の手順・手法＞

- 法令に基づき行われる浄化槽の維持管理に関する義務について、以下の4つに分類して、それぞれに対する指導手順を記載。

①法定検査が未受検
②生活環境の保全、または公衆衛生上必要がある
③保守点検・清掃の技術上の基準に従って保守点検または清掃が行われていない
④特定既存単独処理浄化槽

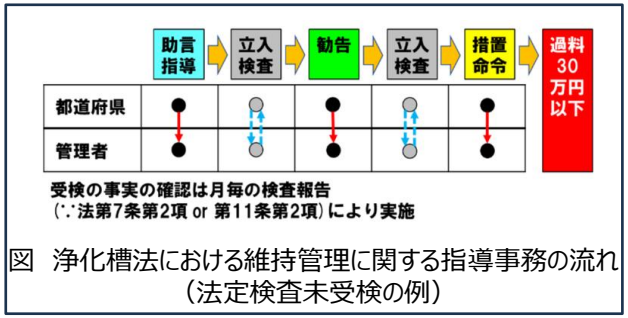


図　浄化槽法における維持管理に関する指導事務の流れ（法定検査未受検の例）

（参考）浄化槽の維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集の概要

環境省

＜背景・目的＞

- 令和元年の法改正では浄化槽台帳の作成が義務づけられるなどして、維持管理情報を浄化槽台帳に収集・整理し、適正な維持管理を実施するための体制作りがこれまで進められてきた。一方で、自治体が事業者から収集した情報が紙媒体である等により、収集した情報を適切に浄化槽台帳に反映することに苦慮している事が、環境省の調査や総務省による「浄化槽行政に関する調査」により指摘された。
- こうした状況を踏まえ、自治体や関係機関・事業者による連携・協力体制のもと、電子化された浄化槽台帳システムが整備され、維持管理情報の管理・活用がなされている自治体の事例を整理して、横展開を図ることを目的として、デジタル化事例集を作成。
- 収集した事例の紹介と合わせて浄化槽台帳及び維持管理情報の電子化に向けた自治体と業者の作業フロー例、留意事項等を示したほか、電子化に当たって自治体や事業者が活用することを念頭に、電子化に向けた補助金制度の概要についても取りまとめた。

＜浄化槽台帳及び維持管理の電子化に向けた作業フロー＞

- 徳島県、鹿児島県、鳥取県、岐阜県、埼玉県の５県へのヒアリング・収集事例を元に、以下の作業フロー例を記載。

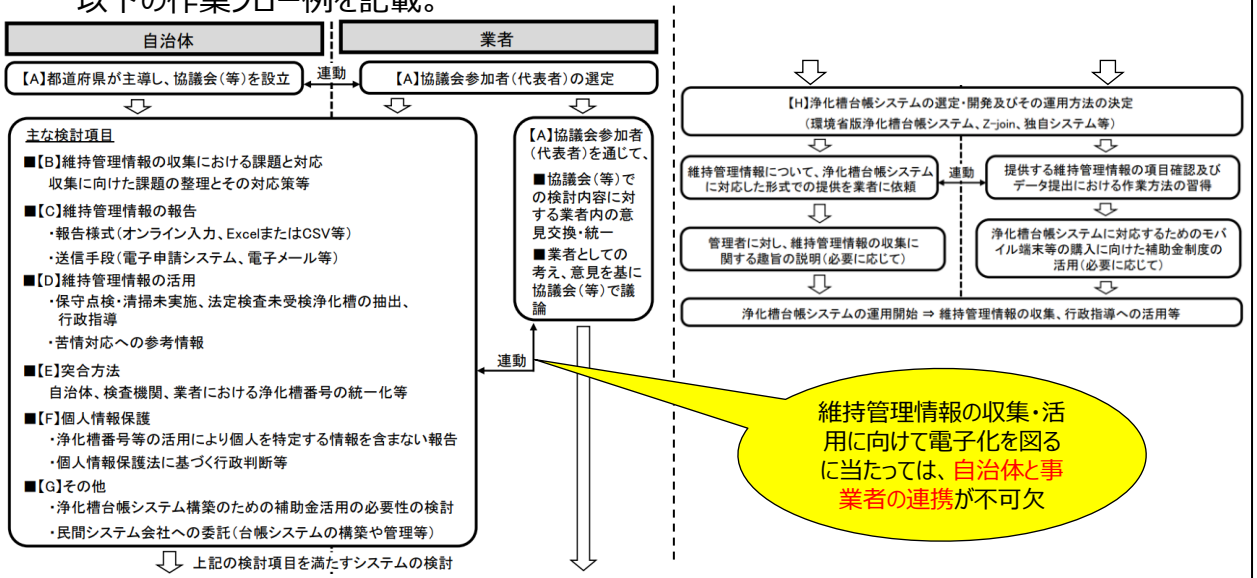


図　浄化槽台帳の整備、維持管理情報の収集と活用に向けた作業フロー例

＜電子化に向けた補助金制度＞

①市町村向けの交付金制度

➢循環型社会形成推進交付金

浄化槽整備効率化事業費のうち浄化槽台帳作成費として、「維持管理情報等のデータの電子化」「既存の台帳システムを、法に定める事項を記載した上で令和２年度に環境省が整備した台帳システムと平仄を図る改修に要する費用」等を交付対象（交付率1/3）。

②事業者向けの補助金制度

➢IT導入補助金

中小企業・小規模事業者等が今後直面する制度変更(賃上げやインボイスの導入等)などに対応するため、生産性向上に資するITツール(ソフトウェア・サービス等)を導入するための事業に要する経費の一部を補助。ソフトウェア購入費、クラウド利用費等が補助対象（補助率1/2以内）。

（参考）個人情報の保護に関する通知の概要

環境省

＜背景・目的＞

- 令和元年法改正では浄化槽台帳の作成が義務づけられるとともに、台帳作成のため必要があると認められるときには情報提供を求めることができる旨の規定が設けられ、台帳の精度向上に向けた自治体による情報収集が可能となった。
- しかしながら、情報収集が必ずしも円滑に進んでいないケースが見られ、他の自治体や事業者が個人情報を含む情報の提供を行うに当たって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」）との整理に難航していることが背景として指摘された。（環境省調査や総務省「浄化槽行政に関する調査」による。）
- 令和６年度浄化槽法施行状況点検検討会での議論の結果、報告書において「個人情報を含む保守点検・清掃情報の利用目的や管理の在り方等を明確化し、改めて都道府県等に通知を発出する等、周知を行う」「保守点検・清掃情報を収集する際の、個人情報の取り扱いについて、改めて明確化・周知する」ことが求められた。
- 関係省庁とも調整の上、令和７年６月末に「浄化槽法の施行に伴う個人情報の保護に関する法律に係る解釈について（通知）」を発出。

浄化槽法の施行に伴う個人情報の保護に関する法律に係る解釈について（通知） 令和７年６月30日 環循適発第2506303号

（各都道府県知事・各政令市浄化槽行政主管部（局）長あて環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長通知）

- 関係省庁との調整の結果、自治体による保有個人情報（個人情報保護法第60条第１項）の利用、提供や、法第49条第２項に基づき自治体が民間事業者（個人情報取扱事業者）に求める情報提供について、個人情報保護法の規定との整理を明確化。

＜自治体による保有個人情報の利用、提供＞

①利用目的のための情報提供
- ➢個人情報保護法第61、62、75、69条等関係

②自治体内部での保有個人情報の利用
- ➢個人情報保護法第69条第２項第２号関係

③他の自治体に対する情報提供
- ➢個人情報保護法第69条第２項第３号関係

④法定協議会等に対する情報提供
- ➢協議会の構成団体それぞれが個人情報の取扱い主体と捉え、それぞれについて個人情報保護法第４章（民間規律）、同法第５章（公的規律）いずれかが適用。

＜事業者による情報提供＞

①個人情報取扱事業者（個人情報保護法第16条第２項）
- ➢指定検査機関、工事業者、保守点検業者、清掃業者

②法第49条第２項に基づき自治体から情報提供を求められた場合
- ➢個人情報保護法第27条第1項第１号に規定する「法令に基づく場合」に該当するものとして、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データ（個人情報保護法第16条第3項）を行政機関等に提供することが可能。

③他の事業者に個人データの取扱いの委託を行う場合
- ➢個人情報保護法第27条第５項第１号関係